

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：33919  
研究種目：基盤研究(C)（一般）  
研究期間：2018～2021  
課題番号：18K01262  
研究課題名（和文）アメリカ合衆国大統領府の法律顧問に関する公法学的研究

研究課題名（英文）Public Law Analysis of White House Counsel

## 研究代表者

北見 宏介（KITAMI, KOSUKE）

名城大学・法学部・教授

研究者番号：10455595

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：アメリカ合衆国ホワイトハウス内の大統領法律顧問の歴史的展開と、それが行う諸活動、統治構造上の位置づけを分析し、その行動様式をめぐる議論の検討を行った。これを通じて、大統領法律顧問には大統領の政治的意向に沿おうとする行動様式の法律家が就く傾向があり、伝統的な政府弁護士とは異なるモデルの下に整理されている一方で、政府活動やこれに係る諸判断の公共的性格ゆえに、法と政治を厳格に区分した行動をとるべきとする議論が存在していることを示した。

## 研究成果の学術的意義や社会的意義

政府の活動、とりわけ組織上のトップレベルの政治的・政策的性格の強い活動に関する法的統制を、政府内の法律家を通じて実現する可能性を示すとともに、アメリカ合衆国における大統領・ホワイトハウスや政府内の法律家に関連する情報やこれらをめぐる議論状況に係る情報を提供することで、今後のアメリカ合衆国を比較対象とする研究において、これらを参照する際に、より豊かな示唆を獲得するアシストをしようことを期待している。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research project is to examine the function of White House Counsel and its relation to the President and governmental entities, through tracing history and analyzing tasks of White House Counsel. This research revealed that White House Counsel functions as a coordinator for the President on legal issues within the government, and tends to play the role of advocate lawyer for political will of the President. This research, however, also showed that there is a critical argument about normative theory for White House Counsel from the traditional view of government lawyer.

研究分野：公法学

キーワード：大統領法律顧問

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、世界的な傾向として、政治ないし統治の大統領(制)化といわれる現象が指摘されており、わが国公法学においても、これと軌を一にするとの指摘がなされる諸現象もみられる。そしてこの文脈において、組織再編をはじめとした諸事象の法的分析・検証・評価の必要が高まっている。

(2) 他方、大統領制の1つのモデル国であるアメリカ合衆国においては、大統領による諸作用に対する法理論的分析枠・手法の構築を目指す「大統領法学」が提唱されている。わが国・アメリカ合衆国のいずれの事象についても、政治作用と法理論が交錯する局面に関するものであるが、アメリカ合衆国における「大統領法学」の主たる論者らは、この検証を政府内弁護士や法務ポストを典型とする「公的弁護士 (public lawyer)」、「政府弁護士 (government lawyer)」の役割ないし価値との連関で行う傾向にある。

(3) わが国の上記(1)の状況の下では、アメリカ合衆国を比較対象国とし、かつ政府内の弁護士・法務職員を検証対象に含めた研究を行うことの意義は大きい。

### 2. 研究の目的

(1) 大統領と法務組織・法律家の関係を分析に際して、政治に係る事象それ自体を扱うことには、学術的、とりわけ法学的アプローチとしては多くの困難が伴う。そこで本研究では、大統領という政治的な存在に最も近接した法律家たる、大統領府内のポストである「大統領法律顧問 (White House Counsel / Counsel to the President)」を対象として取り上げる。一定の組織制度的な性質を有する存在である大統領法律顧問を取り上げ、諸事象を、法務ポストをめぐる関係の下に把握することで、研究上の困難を可能な限り小さくし、法学的な分析の可能性を高めることを試みる。

(2) 具体的には、これまでの大統領府の法律顧問の歴史的発展過程と、その背景に存在する諸要素を整理すること、大統領府の法律顧問の諸活動と、大統領(大統領府内の他部局)・司法省・各省庁との間の相互作用について分析枠組みを獲得すること、他の政府内弁護士との比較検討により、大統領法律顧問の政府弁護士としての特性・特質を析出することを、本研究は目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、大統領法律顧問に関する検討を行うアメリカ合衆国での公法学上の議論に関する文献調査に加えて、政治学・行政学における議論に係る文献調査・参照を行った。また、政府内の組織(再)編成に際しての大統領の諮問による調査委員会の報告書や、合衆国議会調査局の報告書等の政府内の公文書に関する調査を行うとともに、大統領法律顧問の歴任者による自伝類や、その下のスタッフ経験者による回顧録も参照した。

(2) もっとも、本研究期間における諸事情によりアメリカ合衆国の公文書館内の資料等については調査に不十分さを残したといわざるを得ないかもしれない。また、研究期間内において同時平行的に進行した事象には、非常に関心をひくものもみられたが、研究計画時に予備的なフォローアップ期間を用意しつつも、それでもなお本研究の直接的な検証対象からあえて除外したものも存在する。なお、各種アメリカ合衆国の政府内公文書には、研究開始当初の目論見に反して、研究作業を進める過程で、言及・記載が極めて乏しいものも少なくはなかった。これは、追って述べるような、大統領法律顧問の法的位置づけの反映として捉えることができるものでもあった。

### 4. 研究成果

(1) 大統領法律顧問の歴史的な淵源と、その後の発展は以下のようなものであった。フランクリン・D・ローズヴェルトは、政府機構の改革に向けた、いわゆるブラウンロー委員会を設置し、この報告書を受けて、組織再編成法の下に1939年に発せられた大統領命令8248を発した。これによりホワイトハウス事務室が設置され、ここに大統領法律顧問が置かれることとなった。すでに大統領への法的助言を行う存在として法務総裁 (Attorney General) が設置されていたにもかかわらず、ホワイトハウス内に法律家職が置かれた背景には、司法省の長としての多忙があったとされているが、ローズヴェルトが雇用したローゼンマン (Samuel I. Rosenman) は、法的業務のみに従事するわけではなく、スピーチライターその他の業務とともに法律顧問の業務にあっていた。その後、大統領法律顧問の幅広い業務担当は継続するとともに、政権によっては政策上の役割も著しく増大した。1970年代のニクソン期・フォード期になると、大統領法律顧問に係る組織拡充がなされるとともに、業務内容も相当程度に固定化された。

(2) 大統領法律顧問が従事する活動は、大きくは、大統領の憲法上の権限の行使に係る助言と、大統領の憲法上の特権の擁護、大統領による執行府と司法府の指名候補者選択の監督、立法過程における大統領の行動に係る助言、各省庁やホワイトハウス内のスタッフと司法省との連絡の処理、ホワイトハウス内のスタッフに対する倫理規範 (Ethics rules) や記録管理に関する教育と、その遵守状況の監視、の5つのカテゴリーに分類される。この活動内容はカテゴリーの作用でもなされ、大統領にとって最も近い位置に存在する、法律問題についてのコーディネーターとしての機能を果たしている。

(3) 大統領法律顧問は、政府内において司法省、また各省庁の法律顧問 (General Counsel) をはじめとした法律職員と並んで存在するが、これらと異なり制定法上の規定や規律が存在していない。したがって制定法上の権限も一切有しておらず、大統領に最も近い位置にある法律家として、大統領に対する影響力を発揮することはできるが、それが法的な意味ないし効力を持つのは大統領の行為を通じてである。他方で大統領が何らかの要求を行う場合、法的な権限・任務が付与されている司法省の諸部門や法務職員に比して大統領法律顧問は制約が小さく、その意味で有用度は高い。制定法で付与された司法省やそのポストの任務に沿わない要求が大統領からあった場合、そこでは司法省としての行動規範に衝突が生じるからである。

(4) このため、任命に際して、上院 (野党が多数となることがあり得る) の助言と承認が必要とされないことも相まって、大統領法律顧問とその下の法律職員には、政権の政策的な推進を図る性格の強い法律家が集まる傾向が形成されてきた。これに対し、司法省や各省の法律職員には、その位置づけに関する伝統的な見解、すなわち、政治家 (politicians) にも、また各省庁の政策実現を志向する非法務職員 (career civil servants) にも従属した地位に置かれてはならず、法と政治は厳格に区分されなければならないという観念が根強いとされる。

(5) 大統領法律顧問には、上記(4)の伝統的な観念は弱いとの指摘がなされている一方で、その行動様式として単に大統領の意向に沿うというものでよいのか、という議論もまた存在する。大統領法律顧問のクライアントは大統領か、それとも大統領制 (Presidency) か、という問いや、大統領法律顧問が示すべき法的助言の内容はいかなるものであるべきか、そこで求められる合理性・妥当性はどのようなものか、という問いの形で、法曹倫理論 (legal ethics) を引き込みつつなされている。このことは、政府やその活動の公共的性格ゆえに、ホワイトハウスという政治の牙城においても、法律家たる政府弁護士が適正な法的枠付けを行う役割を果たす必要があるという、伝統的に存在する上記(4)の観念の射程がホワイトハウスにも及ぶべきとする思考の存在を示している。わが国における「政府内弁護士」論にとっても示唆的である。

(6) 以上の本研究を経た今後の課題としては次の点があげられる。第1に、ローズヴェルト期になされた大統領法律顧問の創設による、政府内の法律職員の多元的な存在形態の意義、またこの多元性に係る認識はどのようなものであったのかという点の解明であり、第2に、大統領法律顧問の行動様式ないし大統領への法的助言の内容に係る具体的な検討である。また本研究を通じては、副次的に、政府の訴訟活動なканずく訟務長官 (Solicitor General) が担当する最高裁判所における訴訟活動に、大統領法律顧問が関与する例が、かつてに比して増加していることをうかがわせる議論にも接することとなった。この議論で取り上げられている訴訟活動の実状がどのようなものであるのか、もしもこうした状況が現に生じているのであれば、それはどのような背景の下で生じることとなったのか、これらを検証することも必要とされる今後の作業である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 29
2. 論文標題 ニュージャージー州TDR法をめぐる動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 土地総合研究	6. 最初と最後の頁 25-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 -
2. 論文標題 行政法審判官（ALJ）の独立性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 碓井光明・稲葉馨・石崎誠也（編）『行政手続・行政救済法の展開』	6. 最初と最後の頁 199-217
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 674号
2. 論文標題 杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例の改正：セットバック後の用地への物件設置に対する条例による取組み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 56-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北見宏介	4. 巻 -
2. 論文標題 合衆国大統領と法律家	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大貴裕之ほか（編）『行政法理論の基層と先端』	6. 最初と最後の頁 645-664
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 北見宏介
2. 発表標題 アメリカ合衆国の審判（聴聞 / 裁決）の独立性に関する近時の動向
3. 学会等名 イギリス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------